

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令案等」に寄せられた御意見

御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
以下の3つの論点を含むご意見（1件）		
<p>1. 未支給年金について</p> <p>一元化前にすでに受給権の発生していた共済年金については、一元化後に受給権者が死亡した場合、その未支給年金については、改正前の支給要件の規定はなお有効と判断できるので、相続人にまで支給できるよう明確に政令で規定すべきと考える。</p>	<p>1. 未支給年金の支給対象について</p> <p>被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下「一元化法」という。）による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「改正前地共済法」という。）では、未支給年金について、受給権者の遺族に加え、支給すべき遺族がない場合は相続人もその支給対象とされていたが、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）では、相続人はその対象としておらず、これまで制度間差異が生じていたところ。</p> <p>一元化法において、共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消することとされたことから、改正前地共済法による共済年金に係る未支給年金の支給範囲についても、厚生年金の範囲に揃えて解消することとしております。</p>	なし
<p>2. 障がい共済年金の保険料納付要件について</p> <p>一元化前に初診日のある障がい共済年金については、一元化後に障がい認定日が到来し、その時点において、一定の障がい等級に該当する障がいの状態にあるときは、改正前の支給要件の規定を適用し、保険料納付要件を問わない規定と政令で明確に規定すべきと考える。</p>	<p>2. 障害共済年金の保険料納付要件について</p> <p>初診日が一元化前にあり、障害認定日が一元化後となる者に支給する障害給付については、一元化法の規定により、障害厚生年金と改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするもの（以下「旧職域加算障害給付」という。）が支給されることとなります。</p> <p>ここで、障害厚生年金の支給要件には、ご指摘の保険料納付要件（初診日の前月までの国民年金の被保険者期間について保険料納付済み期間と保険料免除期間を合算した期間が当該被保険者期間の3分の2以上であること）が設けられており、仮に当該要件を満たさない場合、障害厚生年金が支給されず、旧職域加算障害給付のみが支給されてしまうため、上述の共済年金と厚生年金の制度的な差異の解消の観点から、旧職域加算障害給付の支給要件についても、厚生年金に揃えて保険料納付要件を設けるものとしております。</p> <p>※改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（旧職域加算遺族給付）についても同様。</p>	なし

<p>※1. 2. については、公務員優遇を是正すべきと考えたのであれば、なぜ、一元化法附則の中で、転給廃止と同様に、明確に廃止規定をおかなかつたのか、それとのバランスを踏まえると、政令で厚生年金とあわせる規定を整備するのは、いかがなものかと考える。</p>	<p>1. 2. については、上述のとおり、一元化法における共済年金と厚生年金の制度的な差異は、基本的に厚生年金に揃えて解消することとする考え方に基づき設けられたものであり、一元化法附則第 60 条、第 61 条に規定する改正前地共済法による給付に関する経過措置においても、改正前地共済法の規定の適用（又は適用除外）及び厚生年金保険法の適用について、明確に政令委任が置かれていることから、法律の授権の範囲内の規定であるものと考えております。</p>	
<p>3. ワンストップサービスの恩恵を、多くの年金受給権者が享受できるような規定の整備をすること。</p> <p>ワンストップサービスは、今回の一元化の大きな特徴のひとつです。</p> <p>共済組合の組合員期間がある受給権者が、年金事務所で、年金請求を行う場合、旧 3 階部分(旧厚生年金相当部分：退職共済年金)の年金請求についても、請求があつたものとみなして、手続が行われるよう、必要な規定の整備を行うべきと考えます。</p>	<p>3. ワンストップサービスについて</p> <p>改正前地共済法による職域加算額に係る年金については、基本的に厚生年金部分と同時に請求されるケースが大部分であると想定されることから、同一給付事由による厚生年金と同時に請求する場合には、厚生年金と一体の請求書で請求できる取扱いとしており、受給権者の利便性の向上に資するものと考えております。</p> <p>(今回の地方公務員等共済組合法施行規程の一部改正においては、同一給付事由による厚生年金と同時に請求があつた場合には、厚生年金と共通する記載事項及び添付書類について、それぞれの記載及び添付を省略できる旨規定しています。)</p>	なし
<p>その他、今回のパブリックコメントの対象となる案件以外のご意見（1 件）</p> <p>(地方公務員の給与水準等に関するもの)</p>	<p>本政令案は、一元化等により、地方公務員共済年金が厚生年金に一元化されることに伴う所要の規定の整備を行うものであり、ご指摘の地方公務員の給与水準等に関する内容については、一切含まれておりません。</p> <p>なお、お寄せいただきましたご意見に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>	なし